

I 趣旨

本マニュアルは、国立大学法人弘前大学リスクマネジメントガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、ガイドラインが定める対象とするリスクのうち、本学が実施する事業等（注1）により海外に渡航する本学の学生が海外において発生した危機に遭遇した場合の対応について、個別に定めるものである。

II 渡航前の対応

1. 渡航前オリエンテーション等の実施

事業担当部局（注2）は、渡航先の地域・大学について情報収集に努めるとともに、渡航者に対し、以下の事前説明及び注意喚起等を行う。

① 渡航先の情報把握

渡航者に対し、外務省や在外公館のホームページ等で随時最新情報を収集するよう指示する。

また、渡航先（国・地域）の国際情勢の変化や動向（テロ、天変地異、流行疾患等）を注視し、危険度・危険情報を把握した上で適切な指導・助言を行う。外務省が実施している「たびレジ」への登録についても周知する。

② 連絡先等情報の把握

危機が発生した場合又は発生する恐れがある場合の連絡体制を周知するとともに、渡航者の所属・日程、活動場所、海外旅行保険内容、パスポート内容、受入機関の住所及び連絡先等の情報を把握する。

③ 健康状態のチェック

渡航期間がおおむね1か月を超える場合は、健康状態をチェックするよう指導する。留学先によっては、健康診断書等の提出が求められるため、病院や保健管理センターなどで健康診断を受診するよう指導する。

また、感染症が流行している地域への派遣の場合は、予防接種の必要性の説明を行う。

④ 海外旅行傷害保険等への加入

必ず海外旅行傷害保険へ加入するよう指導するとともに、留学生危機管理サービスの利用を推奨する。加えて、クレジットカード等に付帯している保険では、実際事故に遭遇した場合、補てんされない場合があることについて説明を行う。

2. 緊急時連絡先等の整備

緊急事態に際し、大学負担が想定される費用等（入院、死亡、行方不明への対応費用、救援者現地派遣費用、本人移送費用等）、緊急時連絡先（学外機関を含む）や部署内緊急連絡網について確認・更新する。

Ⅲ 渡航後緊急時（有事）の対応

1. 危機の事例

- ① 重大な災害、テロ、飛行機・列車事故、交通事故等が発生し、これに巻き込まれた場合又はその可能性が高い場合
- ② 事件・事故等の被害者となった場合
- ③ 事件・事故等の加害者となった場合（刑事事件の容疑者となった場合を含む。）
- ④ 病気、事件・事故等により重篤な状態又は急逝した場合

2. 基本的対応方針

- ① 危機の発生時は、ガイドライン第2章に基づき対応するものとし、重大な災害、事件・事故の発生により、本学の学生が生死不明又は死亡した場合は、国立大学法人弘前大学リスクマネジメント基本規則（以下、「リスクマネジメント規則」という。）第19条に規定する危機対策本部を設置し対応に当たる。

本学の学生が事件・事故等の被害者若しくは加害者となった場合や災害に遭って生存が確認されている場合には原則として危機対策本部を設置しないが、事業担当部局長が中心となり、適宜対応に当たる。また、重大な災害、事件・事故の場合を除き、本学の学生が病気や事故などで死亡した場合も、危機対策本部を設置しないが、事業担当部局長が中心となり、適宜対応に当たる。

- ② 危機対策本部の構成員は、以下のとおりとする。【別表1～2参照】

学長（本部長）
国際連携本部長（副本部長）
理事（教育担当）
リスクマネジメント担当理事
事業担当部局長
当該学生が所属する学部等の長
その他本部長が指名する者

3. 対応 【別表3～4参照】

危機発生時から危機対策本部設置までの対応は以下のとおりとする。

- ・リスクマネジメント規則第18条により、発見者又は情報を入手した者（以下「発見者」という。）は、部局責任者（部局長）に報告する。
- ・部局責任者は、当該危機の状況を確認のうえ、直ちに学長及びリスクマネジメント担当理事に報告するとともに、必要な措置を講じる。
- ・報告を受けた学長は、危機対策本部設置の有無の決定を行う。

【危機対策本部を設置する場合】

- (1) 重大な災害、事件・事故の発生により、本学の学生が生死不明又は死亡した場合

危機対策本部の設置、情報の収集・連絡等は、原則として次の方法により行う。

- ① 海外で重大な災害、テロ、事故等が発生し、本学の学生がこれに巻き込まれた場合又はその可能性が高い場合、危機対策本部を設置することについて、学長が速やかに決定する。
- ② 危機対策本部の業務は、リスクマネジメント規則第21条のとおりとし、構成員は直ちに当該本部に集合し、当面必要な対応（現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報の収集など）を行う。
- ③ 危機発生時の情報収集・連絡などは、保険会社、アシスタンスサービス、派遣先大学等の協力を得て行う。
- ④ 現地対応のため、教職員等の派遣を検討する。派遣が必要な場合は、直ちに派遣者を決定し、出張命令、航空券、宿泊先の手配などの手続きを行う。
- ⑤ 学生の家族が現地へ同行することとなった場合は、航空券や宿泊先の手配、現地での対応などについて、大学としてサポートする。
- ⑥ 現地対応のために派遣された教職員等は、受入機関の担当者、病院、在外公館などと連絡・相談のうえ、その後の対応方法を検討し、危機対策本部に連絡する。危機対策本部は、関係機関、事業担当部局、保険会社、アシスタンスサービス等と連絡、相談を行いつつ、大学としての対応を決定し、帰国の必要性、入院継続、留学継続の判断等を行う。
- ⑦ 教職員を現地に派遣しない場合における学生へのサポートについても、危機対策本部は、関係機関、事業担当部局、保険会社等と連絡、相談を行いつつ、大学としての対応を決定し、帰国の必要性、入院継続、留学継続の判断等を行う。
- ⑧ 危機対策本部は、危機発生について速やかに関係する保険会社、アシスタンスサービスに連絡し、補償内容について確認する。

【危機対策本部を設置しない場合】

- (1) 病気、災害、事件、事故等に遭ったが、本人が生存していることが確認されている場合、重大な災害・事故の場合を除いて原則として危機対策本部は設置しないが、危機発生の連絡を受けた事業担当部局は、「国立大学法人弘前大学リスクマネジメント基本規則」第22条に準じて、リスクマネジメント担当理事を経て学長及び関係者に報告するとともに、速やかに情報の収集・連絡を行うものとし、危機発生後の対応は、次の事項を参考に決定する。
- ① 事業担当部局は、保険会社、アシスタンスサービス等の協力を得て危機の発生状況、学生の正確な被害状況などの情報収集に引き続き努める。
 - ② 事業担当部局は、現地対応のための教職員の派遣、対応等を検討する。
 - ③ 現地対応のため、教職員の派遣が必要な場合は、直ちに派遣者を決定し、出張命令、航空券、宿泊先の手配などの手続きを行う。
 - ④ 学生の家族が現地へ同行することとなった場合は、航空券や宿泊先の手配、現地での対

応などについて、大学としてサポートする。

- ⑤ 教職員等を現地対応のため派遣する場合は、保険会社等と協力して行うものとする。
- ⑥ 現地対応のために派遣された教職員等は、受入機関の担当者、病院、在外公館などと連絡・相談のうえ、その後の対応方法を決定する。(事業担当部局、保険会社等と連絡、相談を行いつつ、帰国の必要性、入院継続、留学継続等の判断等を行う。)
- ⑦ 教職員を現地に派遣しない場合における学生へのサポートについても、事業担当部局が対応する。
- ⑧ 事業担当部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡し、補償内容について確認する。

(2) 病気、災害、事件、事故に遭い、学生が死亡又は行方不明となった場合、重大な災害・事故の場合を除いて原則として危機対策本部は設置しないが、海外において学生の死亡又は行方不明の連絡を受けた事業担当部局は、「国立大学法人弘前大学リスクマネジメント基本規則」第22条に準じて、リスクマネジメント担当理事を経て学長及び関係者に報告するとともに、速やかに情報の収集・連絡を行うものとし、危機発生後の対応は、次の事項を参考に決定する。

- ① 事業担当部局は、保険会社、アシスタンスサービス等の協力を得て危機の発生状況など、学生に関する情報収集に引き続き努める。
- ② 事業担当部局は、死亡した学生が所属する部局の協力を得るとともに保険会社、アシスタンスサービス等の協力を得て、現地での事後処理の対応のために、教職員等の派遣者を決定し、出張命令、航空券、宿泊先の手配などの手続きを行う。
また、現地対応に当たっては、在外公館へ事前の協力依頼を行っておくことが望ましい。
- ③ 学生の家族が現地へ同行する場合は、航空券や宿泊先の手配、現地での対応などについて、大学としてサポートする。
- ④ 現地対応のために派遣された教職員は、受入機関の担当者、病院、在外公館、同行した学生の家族などと連絡・相談のうえ、その後の対応方法を決定する。(火葬の有無、遺体移送手続きなど。) その際、事業担当部局、保険会社等と連絡・相談を行いつつ進めるものとする。
- ⑤ 事業担当部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡し、補償内容について確認する。

IV 渡航の中止・延期・途中帰国等の判断

① 派遣先国(地域)の事情

海外における日本人の安全対策の一環として、外務省から提供されている特定の国・地域の治安や安全性に関する情報を基に、事業担当部局の意向を踏まえたうえで学長が判断する。

(外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

その中でも特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、又は発生の可能性が高まっていると判断される場合には、当該国又は地域の治安状況等を表1の4種類に区分し、これら4種類の海外危険情報と安全対策の目安に応じて対応を行うことが求められる。

この「海外危険情報」は、法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、海外への派遣留学の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合これらを十分参考にしながら判断することとする。また、「感染症危険情報」(表2)も参考にし、判断する必要がある。

○外務省「海外危険情報」の安全対策の4つの目安と基本的な方針

レベル	内 容	本学の対応
レベル1： 「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	実施又は継続するが十分な注意を払う。
レベル2： 「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	延期、又は中止(途中帰国)を基本方針とする。
レベル3： 「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	延期、又は中止(途中帰国)。
レベル4： 「退避してください。渡航は止めて下さい。(退避勧告)」	その国・地域に滞在している方は、滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	中止、即刻帰国。

○外務省「感染症危険情報」の発出の目安等と基本的な方針

レベル	内 容	本学の対応
レベル1： 「十分注意してください。」	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	実施又は継続するが十分な注意を払う。
レベル2：	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定	延期、又は中止(途中

「不要不急の渡航は止めてください。」	する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。	帰国)を基本方針とする。
レベル3： 「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同条第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	延期、又は中止(途中帰国)。
レベル4： 「退避してください。渡航は止めて下さい。(退避勧告)」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同条第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	中止、即刻帰国。
<p>また、外務省では、上記の4段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記するとしており、以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて具体的な注意事項を付記していくこととしている。</p>		
「出国できなくなる恐れがありますので、(早期の)退避を検討してください。」 ・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。		延期、又は中止((早期に)途中帰国)を基本方針とする。
「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、(早期の)退避を検討してください。」 ・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合。		
「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」 ・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。		

○ 海外渡航時の派遣先の安全確認のための参考リンク集

外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>)

在留邦人向け安全の手引き (<http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/index.html>)

世界の医療事情 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)

在外公館リスト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>)
駐日外国公館リスト目次 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>)
海外における脅迫・誘拐対策 Q&A (http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html)
海外へ進出する日本人・企業のための CBRN（化学、生物、放射性物質、核兵器）テロ対策 Q&A (http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_06.html)
厚生労働省検疫所（海外渡航者のための感染症情報）(<http://www.forth.go.jp/index.html>)
日本医師会（海外旅行必携ハンドブック）(<http://www.med.or.jp/kansen/travel.html>)
WHO (<http://www.who.int/en/>)
一般社団法人海外邦人安全協会 (<http://www.josa.or.jp/>)
独立行政法人日本学生支援機構留学支援情報 (<http://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>)
国際協力機構（JICA）(<http://www.jica.go.jp/>)
国立感染症研究所（NIID）(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>)
感染症疫学センター（IDSC）(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)

② 派遣先機関の諸事情による判断

次の場合は、原則として渡航の中止、延期又は途中帰国させる。

- ・派遣先大学等における学業継続が、自然災害、受入機関の倒産等により不可能となった場合
- ・派遣先大学等を退学処分等となった場合
- ・派遣先の自然環境が悪化（生活継続が困難化）した場合

③ 個人的事情による判断

○病気・怪我対策

- ・1か月以上の渡航予定の学生は、健康診断を受けて、有病疾患の管理を行える準備をさせる。現在、通院して治療中の者については、留学等に耐えられるかについて医師と相談し判断してもらう。また、渡航先での受診医療機関を確かめるなど継続治療を行う体制を整えておくよう指導する。
- ・渡航中の学生が病気や怪我により1か月以上の入院治療が必要となった場合には、原則として帰国を促す。透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。
- ・留学等の継続が困難となる精神疾患を有した場合は、医師やカウンセラーの所見を参考に、帰国させることが望ましい。
- ・渡航先国（地域）によって、医療制度や医療保険制度が異なることから、入院手術、治療に関する医療費負担の観点から、一旦帰国させて日本で療養させることも考慮する。

○犯罪対策

- ・刑法に触れる罪を犯した場合やテロの加害者又は被疑者となった場合は、滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それを基に判断する。
- ・薬物等の依存症に罹患した場合、滞在国の法律上の扱いに基づき判断する。
- ・民事上の犯罪による加害者・被害者となった場合は、滞在先（大学・国）の法律等に基

づき扱われることとなり、それを基に判断する。

○家族状況・経済状況の変化

- ・保護者の状況変化（病気、介護、被災、解雇等）により、当該学生からの願出があった場合には、事業担当部局は状況を確認したうえ、受入大学等の了承を得て、中止、延期、途中帰国等の措置を講ずる。

V 帰国後の安全管理

- ① 感染症が発生した又は発生が疑われる渡航先から帰国した学生については、発病の危険性があるため、2週間程度は自宅又は大学が指定した場所に待機させること。
- ② 待機命令を受けた学生は、帰国直後又は待機中について体調管理を徹底させ、最寄りの保健所、本学保健管理センターと緊密な連絡を取らせるとともに、感染症の罹患が疑われる場合は専門医の診療を受けさせること。
- ③ 待機命令を受けた学生は、保健所や本学保健管理センター又は専門医の許可がなければ通学することができない。

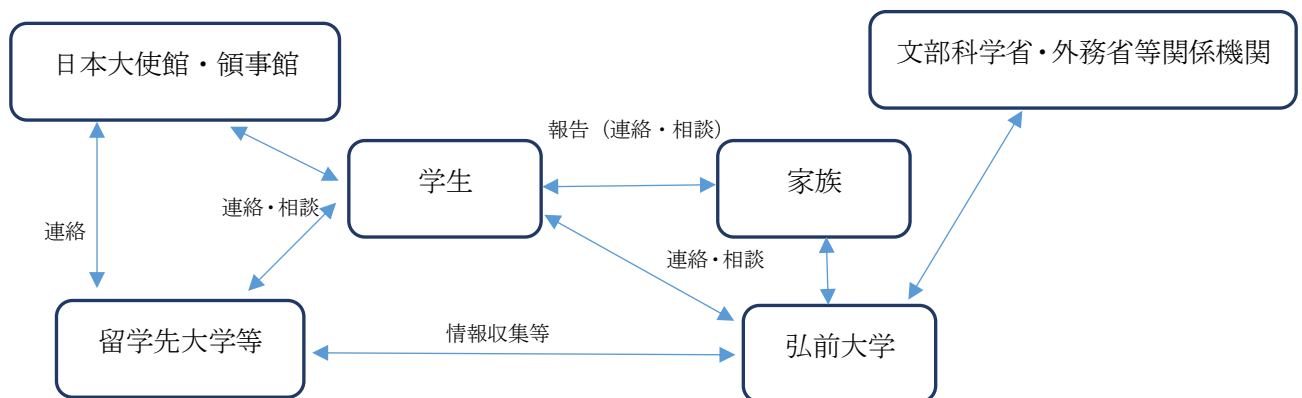
【対策本部の組織体制】別表1

役 職 名	役 割
【本部長】 学長	危機事象対応の統括 各事案の決定
【副本部長】 国際連携本部長	危機事象対応の指揮監督者 継続、現地派遣、帰国、撤退の判断、収束後の検証
【本部長】 理事（教育担当）、リスクマネジメント担当理事、学部長等	危機事象対応の協議者 継続、現地派遣、帰国、撤退の協議

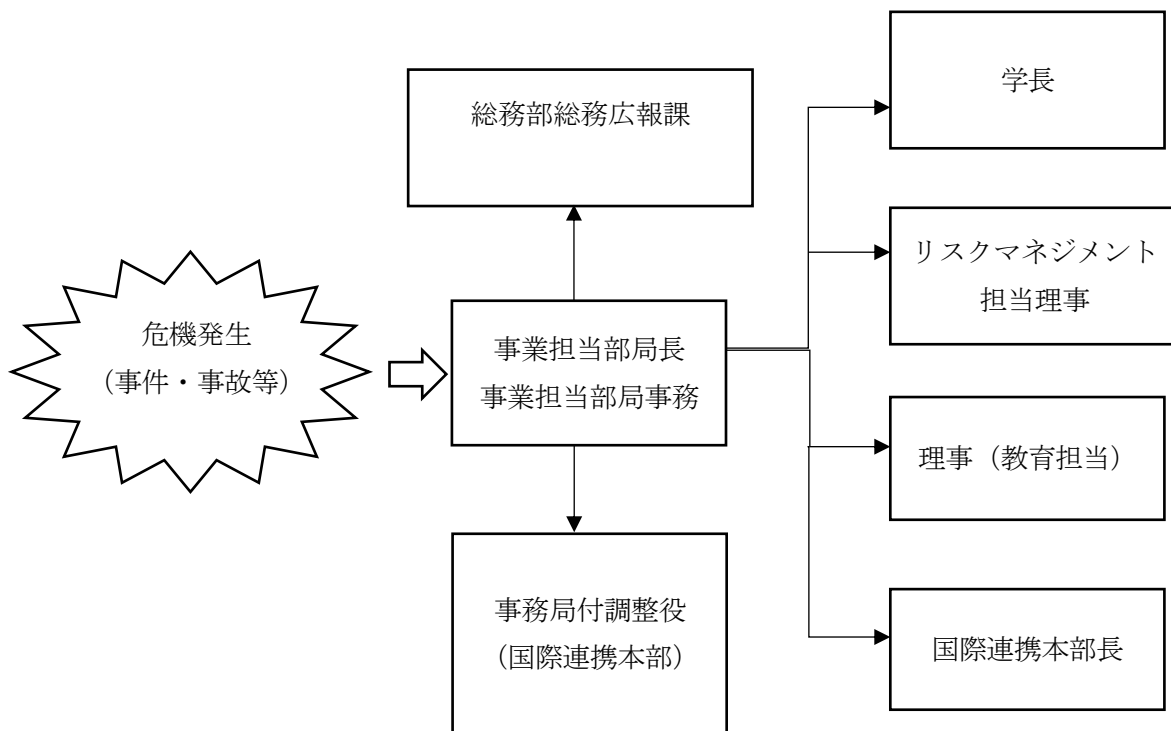
【対策本部の事務分担】別表2

区 分	役 割
【情報収集・連絡対応】 事務局付調整役（国際連携本部） （事業担当部局） 国際連携本部	対策本部の設置、管理、各担当者への連絡、現地からの情報収集、記録
【関係官庁対応】 事務局付調整役（国際連携本部）	文部科学省、外務省等関係機関との連絡調整
【学生対応】 学務部学生課（学生所属学部等）	保護者・家族への説明、連絡調整
【報道対応】 総務部総務広報課	報道機関への対応
【現地派遣対応】 事業担当部局 国際連携本部 事務局付調整役（国際連携本部）	現地派遣の手配、現地での事態収拾

【海外留学時等の危機管理対応体制】別表3



【危機発生時の連絡体制（学内）】別表4



(注1) 本学が実施する事業等とは、本学、文部科学省、日本学生支援機構等が行う事業であり、例えば、「大学等間交流協定留学」、「HIROSAKI はやぶさカレッジ」、「トビタテ！留学 JAPAN」、「弘前大学グローバル人材育成事業」、各学部が実施する海外インターンシップ等を想定しており、学生が私的に行く海外旅行や留学などは含まない。

(注2) 事業担当部局とは、事業を所掌する部局のことである。なお、「弘前大学グローバル人材育成事業」については、当面、事業申請教員の所属する学部等が事務局付調整役（国際連携本部）の協力を得て対応するものとする。